

Client Alert

17 September 2019

米国司法省がホンダを含む自動車メーカー4社 に対し反トラスト法による調査を開始

本アラートに
関するお問い合わせ先



井上 朗
パートナー
03 6271 9463
akira.inoue@bakermckenzie.com



佐藤 哲朗
カウンセラー
03 6271 9740
tetsuro.sato@bakermckenzie.com



岡村 優
シニア・アソシエイト
03 6271 9746
yu.okamura@bakermckenzie.com

2019年9月6日、米国司法省（DOJ）は、大手自動車メーカーである Ford Motor、BMW、Volkswagen、ホンダの4社に対し、反トラスト法による調査を開始したと報じられた。

トランプ政権は、オバマ政権下で強化された軽量の乗用車及びトラックの排ガス基準を緩和する方針を示している。これとは別に、カリフォルニア大気資源委員会は、オバマ政権下の基準を緩和しつつトランプ政権よりも厳しい基準を打ち出しており、今年7月25日、上記の自動車メーカー4社がカリフォルニア州との間で、同委員会の基準に自主的に従うことに合意した。

これに対し、DOJの反トラスト局長は、自動車メーカー4社に通知を送り、米国政府は上記の合意が反トラスト法に違反することを懸念しているとした上で、各社に調査のための情報提供を要請した。

本件は、排ガス基準をめぐるトランプ政権とカリフォルニア州の対立が、主要な自動車メーカーに対する反トラスト法による調査という形で現れたものであるといえ、今後の自動車産業への影響が懸念されるとともに、調査の進展が注目される。